

令和8年度

八郎湖わがみずうみ創生事業

八郎湖地区

八郎湖水質保全植生活用業務委託
(R8-O12-Y10)

特 記 仕 様 書

(当 初)

秋田県生活環境部環境保全課

八郎湖環境対策室

第1章 総 則

1 共通仕様書の適用

本業務の施工にあたっては、「秋田県土木工事共通仕様書（令和8年10月以降適用）」（以下、「共通仕様書」という）に基づき実施しなければならない。

第2章 特記事項

1 共通仕様書に対する特記事項

共通仕様書に対する特記事項は、次のとおりとする。

第1条 技術者の専任

- 1 本業務は主任技術者の専任を要しない。

第2条 業務計画書等の提出

- 1 業務計画書は、業務着手前に共通仕様書で定める項目について作成し、発注者（以下、監督職員という。）の承諾を得なければならない。

第3条 業務打合簿

- 1 業務遂行上で必要と認められるときは、適宜、監督職員と受注者は打合せを行い、打合せ時の指示・承諾・協議等の事項について書面とすることで、本特記仕様書と同等の効力を有するものとする。

第4条 成果品

- 1 本業務は、業務成果品登録対象業務ではない。
- 2 成果品は「報告書」とし、施工管理資料（出来形管理図表等）と業務写真帳（着工前・施工中・施工完了、撤去物の数量及び出来形検測状況がわかる写真を撮影）の構成とする。

第5条 施工手段等の指定（契約指定事項）

- 1 指定事項なし。

第6条 地下埋設物の損傷事故防止

- 1 本業務は、「地下埋設物・架空線等上空施設の損傷事故防止マニュアル（令和6年12月）秋田県建設部」により、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。

第7条 架空線等上空施設の損傷事故防止

- 1 架空線等上空施設が作業現場内等にある場合は、「地下埋設物・架空線等上空施設の損傷事故防止マニュアル（令和6年12月）秋田県建設部」により、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。

第3章 業務内容

第1条 湖辺植生回復環境整備

- 1 本業務の業務内容については、以下のとおりとする。
 - （1）業務箇所
山本郡三種町森岳ほか
・牡丹川河口消波工 NO.2、NO.19（山本郡三種町森岳）

- ・三種川河口消波工 NO.10 （山本郡三種町久米岡新田）
- (2) 消波堤内盛土
 - ・牡丹川河口消波工において、水生植物の植生回復に向けた環境整備として、消波堤内に盛土を行う。
 - ・盛土材には、三種川河口消波堤に隣接して集積されている、東部承水路の浚渫土を利用する。
- (3) 粗朶工
 - ・牡丹川河口消波工および三種川河口消波工において、既設の粗朶枠へ粗朶の補充を行う。
 - ・補充する粗朶材については、牡丹川河口消波工付近の堤防に自生する雑木を伐採し、製作するものとする。
- (4) 石積工
 - ・牡丹川河口消波工において、中央部の既設粗朶枠の湖面側に石積を設置する。
- (5) スtockヤード工【三種川河口】
 - ・消波堤内盛土への浚渫土利用にあたっては、掘削した表土および不良土を使用しないものとする。
- (6) 仮設工
 - ・重機等の進入路および土砂の仮置き場として、堤防へ敷鉄板を設置するものとする。
 - ・石積設置の作業用として、敷鉄板および大型土のうの配置を行うものとする。

第4章 その他

- 1 履行報告書の提出は、原則として翌月最初の月曜日（祝日と重なる場合はその翌日）とする。履行報告は、作業状況が分かる写真を添付した「作業月報」とする。
- 2 本特記仕様書に定めのない事項については、必要に応じて監督職員との協議によるものとする。協議の結果、変更契約が必要となる場合は、協議内容についてまとめた打合せ簿等の書面を提出することで変更契約の対象とする。

令和8年度

八郎湖わがみずうみ創生事業

八郎湖地区

八郎湖水質保全植生活用業務委託
(R8-O12-Y10)

現 場 説 明 書

[条件明示]

(当 初)

秋田県生活環境部環境保全課

八郎湖環境対策室

現場説明書（条件明示）

業務の実施にあたっては、秋田県土木工事共通仕様書及びその他指定された図書を参考とし、かつ以下の事項について施工条件とします。なお、明示されていない施工条件、明示事項が不明確な施工条件についても、契約事項の関連する条項に基づき、受発注者間において協議できるものとし
ます。

第1章 基 準 等

第1条 参考図書

設計図書の外に提示する「参考図書」については、入札参加者の迅速な見積りに対しての資料として提示するもので、請負契約上拘束するものではないので留意して下さい。

第2条 積算基準

1 委託費の積算は、以下の積算基準に基づき実施しています。

- ・土木工事標準積算基準書〔共通編〕（令和8年10月1日以降適用） 秋田県建設部
- ・土木工事標準積算基準書〔河川編〕（令和8年10月1日以降適用） 秋田県建設部
- ・土木工事標準積算基準書〔参考資料〕（令和8年10月1日以降適用） 秋田県建設部
- ・建設機械等損料算定表（令和8年10月1日以降適用） 秋田県建設部
- ・単価地区は山本としています。

第3条 積算条件

1 本業務の積算条件は次のとおりとしています。

○消波堤内盛土

・運搬

運搬する浚渫土の掘削については、ストックヤード工に計上しています。

・盛土（敷均し）

歩掛は、整地により積算しています。

歩掛条件 作業区分：敷均し（ルーズ） 施工数量：10,000m³未満
障害の有無：無し

○粗朶工

・伐木・集積

歩掛は、積算基準書〔河川編〕伐木・伐竹（複合）により積算しています。

歩掛条件 密集度：伐木（中）（10本～50本/100m²未満）

除根：無し 作業区分：人力施工

・粗朶製作

歩掛は、積算基準書〔河川編〕伐木除根工の集積（人力施工）を準用し積算しています。

・粗朶小運搬

歩掛は、人力運搬（運搬～取卸し）により積算しています。

歩掛条件 換算距離：20m以下

・粗朶入れ

歩掛は、人力積込を準用し積算しています。

歩掛条件 土質：土砂

○石積工

・石積（新材）

歩掛は、積込（ルーズ）と人力積込により積算しています。

歩掛条件 積込（ルーズ） 土質：岩塊・玉石 作業内容：土量50,000m³未満
人力積込 土質：岩塊・玉石

第2章 現場説明事項

第1条 関係機関等との協議事項

- 1 本業務については、現在河川管理者と協議中であり、指示のあるまで着手することはできません。
- 2 その他の場合で生じる法令上の必要な手続きについては、契約後に受注者が行うものとします。

第2条 第三者に及ぼした損害

- 1 受注者は施工するにあたり、第三者に及ぼす損害を可能な限り防止するため、最善の努力を払い適切な処置を講じなければならない。
- 2 受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じた損害補償については、受注者が負担する。
- 3 受注者は第三者に及ぼした損害に係る処理にあたっては、発注者と協議を行うとともに公正かつ迅速な処理に努めなければならない。
- 4 施工に伴い、周辺地盤等に変状をきたす恐れがある場合は、建築基礎等の定点観測を行うものとし、その内容については発注者と協議するものとする。

第3条 その他

- 1 契約変更が生じる内容については、協議のうえ打合せ簿により処理するものとします。
- 2 本仕様書に明記されていない事項又は疑義のある事項については、協議のうえ定めるものとします。
- 3 本業務の設計変更において、追加が予想される事項は次のとおりです。
 - ・現場内発生材の運搬処分
- 4 その他条件（現場管理費率における積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合の補正）
 - ・現場管理費率の冬期補正については、令和8年11月6日から令和9年3月31日の期間を工期として補正しています。
 - ・現場管理費率における積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合の補正を行うときの条件は次のとおりです。

本業務箇所については、積雪寒冷地域（4級地）とし、一般職の職員の給与に関する条例に規定される寒冷地手当を支給する地域とする。

秋田市（河辺町及び雄和町の区域に限る。）
能代市（二ツ井町の区域に限る。）
横手市
大館市
湯沢市
鹿角市
由利本荘市（矢島町、鳥海町及び東由利町の区域に限る。）
潟上市（昭和町及び飯田川町の区域に限る。）
大仙市
北秋田市
仙北市
鹿角郡
北秋田郡
山本郡のうち藤里町、三種町（琴丘町及び山本町の区域に限る。）及び八峰町
南秋田郡のうち五城目町、八郎潟町及び井川町
仙北郡
雄勝郡

※ 括弧内の区域の名称は、平成16年4月1日における名称

- 5 その他条件（冬期屋外工事の歩掛補正）
 - ・冬期屋外工事の冬期補正については、令和8年11月6日から令和9年3月31日の期間を工期として補正しています。